

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

<経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者（林業事業体）が間伐（1 回ないし 2 回）、搬出木材の販売の全部又は一部を実施するものとし、その方法（利用間伐か伐捨間伐か等）及び対象とする林分は経営管理実施権を設定する前に乙（亀岡市）及び経営管理実施権者（林業事業体）で協議して決めるものとする。
- この際の基本的な方針としては以下のとおりとする。
 - ①スギ、ヒノキ人工林の間伐を主体として経営管理を実施する。
 - ②既存の林道、作業道を利用し、または新たに作業道を開設することにより対象森林内の人工林について、可能な限り広く利用間伐を実施する。
 - ③搬出間伐ができない箇所においても可能な限り伐り捨て間伐を行う。
 - ④小面積かつ分散している林分については、将来の経済林化が見込まれない場合、針広混交林化、複層林化等をめざす施業を検討する。

<経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙（亀岡市）は、存続期間中に間伐を 1 回以上実施するものとする。なお、将来経済林としての経営を期待できない箇所については、針広混交林化、複層林化等をめざすこととし、森林の公益的機能の発揮に配慮した施業等を検討するものとする。

別添２ 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲（森林所有者）に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法

<経営管理実施権が設定される場合>

（１．甲（森林所有者）に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 間伐について甲（森林所有者）に支払われるべき金銭の額は、搬出木材の販売による収益の額から間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙（亀岡市）が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）

- 間伐に伴い搬出した木材の販売収益については、個々の所有者ごとに実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．間伐等に要する経費の算定方法）

- 乙（亀岡市）が算定する間伐にかかる経費及び木材の販売に係る経費並びに森林保険の保険料については、施業実施後、経営管理実施権者（林業事業体）が個々の所有者ごとに算定する経費とする。ただし、その総額は、経営管理実施権者（林業事業体）が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙（亀岡市）に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費総額の見積額を上限とする。

<経営管理実施権が設定されない場合>

（１．甲（森林所有者）に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙（亀岡市）が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙（亀岡市）のものとする。

（２．留意事項）

- 乙（亀岡市）が経営管理を行うために要した経費は乙（亀岡市）が負担するものとする。

別添 3 甲（森林所有者）に D を支払うべき時期、相手方及び方法

<経営管理実施権が設定される場合>

〈時期〉

- 経営管理実施権者（林業事業体）から甲（森林所有者）に D の支払については、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
（支払先） 甲（森林所有者）の指定する口座

<経営管理実施権が設定されない場合>

〈時期〉

- 乙（亀岡市）から甲（森林所有者）に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙（亀岡市）から甲（森林所有者）に対して金銭の支払は行わない。